

公共債

1.通帳発行

現在通帳を発行しておりませんが、通帳方式に変更いたします。旧十八銀行の国債等公共債の残高があるお客さまは2021年1月4日以降、お手数ですがお取引店の窓口にて通帳発行の手続きをお願いします。なおご来店の際には「お届け印」「本人確認資料(運転免許証や健康保険証など)」をご持参ください。また「取引残高報告書」による残高通知は2020年12月末基準分をもちまして終了いたします。

2.償還通知

償還月の前月に「償還のお知らせ」を郵送いたします。

3.個人向け国債のWEB取引開始

インターネットバンキングで個人向け国債の購入・売却が可能になります。ただし、インターネットバンキング(公共債)のお申込みが別途必要です(通帳発行済のお客さまが対象となります)。

4.売却不可日

「利払日の10営業日前から利払日前営業日まで」は売却ができません。

5.銘柄名

銘柄名の表記を変更いたします。変更後の銘柄名は、通帳のお預かり明細欄にてご確認ください。

投資信託・公共債共通

1. お届け印

投資信託口座・公共債口座のお届け印は、各口座の指定預金口座のお届け印へ変更いたします。

投資信託につきましては、相続等の一部を除く通常のお取引（購入・解約等）において、指定預金口座の暗証番号を入力することで押印不要でお手続き可能となります。

2. 電子交付サービス

旧十八銀行の「電子交付サービス」は、2021年1月4日以降、**旧親和銀行のサービス**に移行いたします。対象のお客さまへは個別にご案内を郵送いたしておりますので、ご確認願います。